



公益財団法人

日健栄協

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

Japan Health and Nutrition Food Association

メールマガジン定期便 2024 年 7 月 No.2

本日の内容 ～研修担当者様へもご回覧ください～

- 1【募集】第7回機能性表示食品広告審査会 広告素材提供のお願い
- 2【募集】PRISMA2020 特別勉強会（実務者編）10、12、2月開催のご案内
- 3【お知らせ】「機能性表示食品 届出後の分析実施状況公開サイト」掲載情報の更新
- 4【お知らせ】消費者庁：機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤・カプセル剤等食品の製造・加工の基準（案）に関する意見募集について
- 5【お知らせ】消費者委員会：食品表示基準の一部改正に係る答申の公表
- 6【お知らせ】一般社団法人日本栄養評議会（CRN JAPAN）第112回勉強会のご案内
- 7【お知らせ】農林水産省：EUにおける新たな混合食品への対応について（はちみつ及びはちみつ製品）

1【募集】第7回機能性表示食品広告審査会 広告素材提供のお願い

当協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を図るため、2017年度より機能性食品部所属会員企業で構成された「[機能性表示食品広告部会](#)」を、また、2018年度より「[機能性表示食品広告審査会](#)」（以下、審査会）を設置し、審査会を年1回開催しております。つきましては、本年12月に予定している第7回審査会の審査対象となる広告素材のご提供をお願いします。

なお、審査指針の一つである『[機能性表示食品』適正広告自主基準](#)は、2023年6月5日に第2版が公表され、届出表示の一部を切り出す表現等について改訂がありました。このため、今年度より審査は第2版の内容に沿って行われます。また、ご提供いただける広告素材の放映・出稿期間も従来より広げて2023年12月～2024年6月としております。

自社広告の表現が適切であるか、外部専門家による客観的な意見が得られる貴重な機会になりますので、広告作成の一助としていただけましたら幸いです。

広告募集の締切は2024年8月9日(金)です。

詳細については以下をご確認ください。

<https://www.jhnfa.org/news-0393.html>

- 問合せ先 機能性食品部 kinousei@jhnfa.org

2【募集】PRISMA2020 特別勉強会（実務者編）10、12、2月開催のご案内

2023年度のガイドライン改正で、機能性表示食品の届出に用いる研究レビューについて、適切な研究レビューの作成に関する最新版の国際指針であるPRISMA 声明（2020年版）への準拠が盛り込まれ、2025年4月以降の届出に用いる研究レビューはPRISMA2020への準拠が必須となります。

当協会ではこれまでに、「基礎編」と「実践編」の2回の特別勉強会を開催してきましたが、第3弾として少人数制（定員15名程度）によるウェブ講習と現地ワークショップを組み合わせた「実務者編」を、2023年12月より同じ内容で定期的で開催しています。

この度、2024年10月、12月、2025年2月開催回の参加者を募集します。

■「実務者編」詳細・お申込みはこちらから <https://www.jhnfa.org/news-0367.html>

各月開催回の日程と内容（3部構成で内容は各月同じです）は次のとおりです。

1. 事前の Web 講習：約 1.5 時間

【10月開催回】2024年10月2日(水)～ オンデマンド配信

【12月開催回】2024年11月27日(水)～ オンデマンド配信

【2月開催回】2025年1月29日(水)～ オンデマンド配信

2. 課題への取り組み：ワークショップまでに別紙様式 V-11,13,14,16 を作成してください。

3. ワークショップ：課題を持ち寄り、終日、当協会会議室で開催。

【10月開催回】2024年10月17日(木) 10:00-17:00

【12月開催回】2024年12月12日(木) 10:00-17:00

【2月開催回】2025年2月13日(木) 10:00-17:00

様式 V 関係の PRISMA2020 対応による具体的な記載方法や留意点についても、具体事例を用いて詳細にご説明します。

SR を自ら作成される業務に就かれている方（文献検索、論文内容確認、個別論文評価、総体評価、SR 作成を実施されている方）を中心に、上記 1.～3.の全てにご対応いただける方のご参加を想定しています。

■ 問合せ先 機能性食品部 kinousei@jhnfa.org

3【お知らせ】「機能性表示食品 届出後の分析実施状況公開サイト」掲載情報の更新

当協会では消費者庁から平成 30 年に発出された事務連絡（※）を受け、2019 年より届出後の分析実施状況に関する情報公開を代行するサイトを運営し、事業者による情報公開の取り組みを支援しています。

この度、公開サイトの掲載情報を更新し、29 社 224 品の情報を掲載しましたのでご案内します。

[「機能性表示食品 届出後の分析実施状況公開サイト」（2024 年 7 月更新）](#)

※：[「機能性表示食品の届出後における安全性及び機能性を担保するための取組並びに健康被害の未然防止・拡大防止を図るための取組推進依頼について」（平成 30 年 10 月 25 日 消費者庁食品表示企画課 事務連絡）](#)

■ 問合せ先 機能性食品部 kinousei@jhnfa.org

4【お知らせ】消費者庁：機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤・カプセル剤等食品の製造・加工の基準（案）に関する意見募集について

今般の小林製菓（株）の紅麹関連製品に係る事案を踏まえ、制度の信頼性を高める観点から、消費者庁では[食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）改正案についてパブリックコメント](#)を実施しているところですが、今般、当該改正案の規定に基づき、内閣府告示として、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準案を公表し、意見募集を行っております。詳細は以下リンクからご確認ください。

[機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（案）に関する意見募集について](#)

意見募集期間：2024年7月12日～8月16日

なお、令和 6 年 5 月 31 日に紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合とりまとめとして発表された「[紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応](#)」を踏まえ、機能性表示食品等に係る健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、厚生労働省においても食品衛生法施行規則の一部改正が行われる予定で、今般、当該改正案を公表し、意見募集が行われております。詳細は以下リンクからご確認ください。

[食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について](#)

意見募集期間 2024 年 6 月 27 日～7 月 27 日

- 問合せ先 機能性食品部 kinousei@jhnfa.org

5 【お知らせ】消費者委員会：食品表示基準の一部改正に係る答申の公表

消費者委員会は、令和 6 年 6 月 27 日付け消食表第 528 号により消費者庁から諮問された、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正に対する答申を 7 月 16 日に公表しました。

答申では、諮問された改正案のとおりとすることが適当とし、附帯意見が付されています。

また、同時にサプリメント食品に係る消費者問題に関する意見書も公表されています。

それぞれの詳細は以下リンクからご確認ください。

[・食品表示基準の一部改正に係る答申について](#)

[・サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見](#)

- 問合せ先 機能性食品部 kinousei@jhnfa.org

6 【お知らせ】一般社団法人日本栄養評議会（CRN JAPAN）第 112 回勉強会のご案内

日本栄養評議会（CRN JAPAN）にて次のとおり第 112 回勉強会が開催される旨の連絡がありましたのでご案内します。

【一般社団法人日本栄養評議会（CRN JAPAN）第 112 回勉強会】

主催：一般社団法人日本栄養評議会（CRN JAPAN）

実施形態：Web セミナー（Zoom ウェビナー）

日時：2024 年 6 月 20 日（木）14:00～17:00

第一講演「おいしい食感のデザイン」、「安全と機能検討会のご紹介と活動報告」

第二講演「PRISMA2020 に基づいての届出のポイントと注意点」

詳しくは CRN JAPAN ホームページをご確認ください。

<https://www.crnjapan.org/>

- 問合せ先 一般社団法人日本栄養評議会事務局 事務局長 陣野 文彦
office@crnjapan.org TEL：03-3523-0575

7 【お知らせ】農林水産省：EU における新たな混合食品への対応について（はちみつ及びはちみつ製品）

農林水産省より EU における新たな混合食品への対応について（はちみつ及びはちみつ製品）情報提供がありましたので、お知らせします。

【以下本文】

農林水産省輸出・国際局規制対策グループより、EU 向け混合食品に動物性加工済原料として含まれるはちみつ及びはちみつ製品（はちみつ等）に関するお知らせがあります。

令和 6 年 11 月 29 日より、新たな EU 規則が施行される予定で、EU 向けに輸出されるはちみつ等は、EU の衛生要件に適合した認定施設由来であることが求められます。これに伴い、混合食品に動物性加工済原料として含まれるはちみつ等についても、EU の衛生要件に適合した認定施設由来であることが必要となります。

国産のはちみつや国産のはちみつを原料とする加工食品は EU に輸出できませんが、EU にはちみつを輸出可能な第三国産のはちみつ等を原料とする加工食品や混合食品は EU に輸出することができます。はちみつ等の輸入元の施設が EU 認定施設であるかどうかは、製造者や現地輸出者を通じてか、EU のシステム IMSOC (Establishment Lists - IMSOC (europa.eu)) を用いてご確認ください。

EU 混合食品規制への対応および本件のより詳しい内容については、[こちら](#)をご確認ください。当省では引き続き情報を収集し、EU へ混合食品を輸出される事業者の皆様提供してまいります。

（参考）

本規則の施行により、EU に輸出する際に新たに必要となる書類として、温度条件や原材料により以下の 2 つのパターンがあります。

● 輸入したはちみつ等を動物性加工済原料とする混合食品が (1) 温度管理が必要なもの、又は (2) 温度管理が不要かつ原材料に肉製品（エキス含む）を含むものに該当する場合

動物検疫所が発行する公的証明書（Official Certificate）の添付が必要となります。はちみつ等を含む輸入した動物性加工済原料を使用して、国内で EU 向け混合食品を製造する場合は、すべての動物性加工済原料について、EU 向けの輸出要件を満たすことを証明する、輸出国の政府機関により発行され、又は裏書された証明書を輸出検査申請の際に提出する必要があります。

このため、混合食品の原料となるはちみつ等を輸入する前に、必要な手続きや書類等について、必要に応じて、輸出する予定の港・空港の動物検疫所にご相談ください。また、はちみつ等の製造者や現地輸出者には、はちみつ等が EU への輸出要件を満たすことを証明する、輸出国の政府機関により発行され、又は裏書された証明書の入手についてご相談ください。

● 輸入したはちみつ及びはちみつ製品を動物性加工済原料とする混合食品が、(3) 温度管理が不要かつ原材料として肉製品（エキス含む）を含まない場合

現地輸入者による自己宣誓書（Private Attestation）の添付が必要となります。このため、現地輸入者からの求めに応じて、関連する情報を提供する必要があります。混合食品の原料となるはちみつ等を輸入する前に、必要な書類等について、現地輸入者にご相談ください。また、はちみつ等の製造者には、はちみつ等が EU への輸出要件を満たすことの証明書の発行等についてご相談ください。

お問合せ先 農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

TEL : 03-3502-8111 (内線 4310) 、 03-3501-4079 (直通)



* 配信停止・配信先の変更などは総務部 kaiin@jhnfa.org までご連絡ください。

配信元 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 <https://www.jhnfa.org>

東京都新宿区市谷砂土原町 2 丁目 7 番地 27